



# 入院した！

(高額療養費)



病院に入院したときなど医療費が高額になる場合は、一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。

自己負担限度額は、所得や年齢によってひと月あたりの額が定められており、同じ世帯の21,000円以上の一部負担金が合算できたり、1年間に高額療養費の支給を3回以上受けたときに4回目以降は低い金額になる<多数該当>など、負担がさらに軽減される制度もあります。

## 自己負担限度額(70歳未満の場合)

所得区分		1ヵ月あたりの自己負担限度額	付加給付後の自己負担限度額
標準報酬月額	83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数該当140,100円>	150,000円
	53万~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数該当93,000円>	110,000円
	28万~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数該当44,400円>	70,000円
	26万円以下	57,600円 <多数該当44,400円>	同左
低所得者(住民税非課税者)		35,400円 <多数該当24,600円>	同左

\*慢性腎不全で透析を受けている人、血友病の人、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の人は10,000円。透析を受けている標準報酬月額53万円以上の人は20,000円

## 自己負担の計算の基準

- 1ヵ月(月の1日から末日まで)を単位に診療月ごとに計算
- 入院と通院は別々に計算
- 医科と歯科は別々に計算
- 差額ベッド代などの保険外の自己負担分は含まない
- 入院時の食事代や居住費は含まない

## 「高額療養費付加金制度」

せきゅけんぼでは高額療養費の付加給付を行っております。高額となった医療費負担がさらに軽減されます。申告は不要です。診療報酬明細書に基づき、せきゅけんぼが自動的に計算し、ご自宅にご案内いたします。

## マイナ保険証があれば「限度額適用認定証」は不要です

オンライン資格確認を導入している医療機関等の窓口で、マイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)で受診するときは、「限度額適用認定証」がなくても自己負担限度額までの支払いになります。